

経営協議会議事要録

1. 日時 平成18年1月17日(火) 13:30～15:50
2. 場所 事務局3階 大会議室
3. 出席者 遠藤(学長・議長)
昆, 中山, 棟方, 藤田(正), 神田, 渡邊, 及川, 石戸谷, 岡井, 武田,
中村, 藤田(喜), 安田 の各委員
永井監事
欠席者 櫛引, 小田切 の各委員
事務局陪席 三浦総務課長, 千葉財務課長, 和田経理課長, 京野契約管理課長

4. 配付資料

- 資料1 国立大学法人弘前大学の中期計画新旧対照表〔当日配付〕
- 資料2 平成18年度国立大学法人弘前大学予算配分方針(案)〔当日配付〕
- 資料3 利益の処分に関する書類(案)〔当日配付〕
- 資料4 社団法人国立大学協会会員代表者・事務担当責任者による連絡会次第
行政改革の重要方針(抄)
- 資料5 国立大学法人弘前大学管理運営規則新旧対照表
- 資料6 平成18年度予算関連資料
- 資料7 平成17事業年度中間決算報告書
- 資料8 平成17年度内部監査結果報告書(定期監査)
- 資料9 平成17年度内部監査結果報告書(臨時監査)
- 当日配付資料 国立大学法人弘前大学経営協議会 平成17年6月21日以降の主な動き
- 当日配付資料 国立大学法人弘前大学の平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果

- ◎ 議長から、監査室の新井監査室長が陪席している旨の紹介があった。
- ◎ 議長から、6月21日開催の経営協議会議事要録(案)について、事前に各委員に意見等を求めたところ、特に意見がなかった旨の発言があり、確認された。
- ◎ 議長から、当日配付資料に基づき、前回本協議会以降の本学の主な動きの概略について報告があった後、文部科学省国立大学法人評価委員会からの評価結果については昆総務担当理事から、次期学長候補者の決定については渡邊総務部長からそれぞれ補足説明があった。

5. 審議事項

議題1 中期計画の変更について

議長から、災害復旧に関する計画の追加に伴う中期計画の変更について諮りたい旨の発言があった後、渡邊総務部長から資料1に基づき、施設・設備に関する計画、災

害復旧に関する計画、予算及び資金計画の変更箇所について説明があった。

引き続き、議長から、中期計画の変更について諮られ、審議の結果、原案どおり了承された。

また、本件については、役員会の承認を得た上で、1月20日（金）までに文部科学省に提出することが併せて了承された。

議題2 平成18年度国立大学法人弘前大学予算配分方針について

議長から、平成18年度の本学の予算配分方針について審議する前に、予算配分方針に深く関連する平成18年度の予算内示について報告したい旨の発言があり、中山財務担当理事から資料6に基づき、報告があった。

引き続き、中山財務担当理事から、平成18年度の予算内示でも報告したとおり運営費交付金関係が非常に厳しい状況にあることに加えて、中期計画が3年目に入ることから更に実績報告が厳しくみられると思われることや、行政改革に伴う人件費の具体的な実行計画を求められることから、平成18年度の予算配分方針については、より具体的で、かつ、大学運営に効果的であるように作成している旨の発言があった後、及川財務部長から資料2に基づき、平成18年度の予算配分方針の詳細について説明があった。

続いて、次のような意見交換があった。

- 予算が効率的に使われているか執行状況を洗い直し、予算と実績の乖離を把握するため事後検証を行うことは非常に良いことだと思う。
- 予算が非常に厳しいことが分かったが、人材が命である大学が、人件費の削減により今後どのようなようになっていくのか気懸かりな点がある。
- 指摘のとおり、大学は人材を養成するという立場から、教育要員を削減することは問題がある。しかし、人件費を削減する一方で人材を減らさないということは、構成員の給与が下がることを意味する。給与の現状を維持するためには、無駄な人件費を削減するしか方法がない。法人化後は、外部資金を導入し、自由にできるといわれたが、実際には地方の国立大学の場合、中央の国立大学と違い外部資金の増額が見込めないのが現状である。このような状態で全国一律の減額をされたのでは堪らないということは学長会議等でも発言してきているが、財務省や政府の方針であるということでは何ともしがたいところがある。
- 財務省や政府の方針そのものが正しいのか疑問に思う。
- 運営費交付金が3億3千万円という莫大な額の減というのは、大変なことだと思うし、このような状況で予算執行を行わなければならないのは非常に大変なことだと思う。
- 3億3千万円の減という中で、一番打撃を受けるのは附属病院である。3億3千万円のうち経営改善係数で2億5千万円を節約するか増収にしなければならない。
- 効率化を迫られているということから、何か知恵を出していかなければならないのではないか。
- 民間企業が、これから国際的に戦っていかなければならない時に、大学卒業であっても軟弱な若者が多い。日本企業の場合は、グローバルに経営していかなければ

ば所得維持や生活を守るということは難しい。その点で、人材を教育する大学の教育の実態がどうなっているのか懸念される。企業の実態を解る民間企業からの教員のヘッドハンティングするなどしないと、従来の手法では、なかなか改革は出来ないのではないかと考える。

マネジメントの部分では、メリハリをつけて学長の裁量で予算の配分を行ってほしいが、学外からの委員として本会議に出席していても、資料と数字だけの審議だけでは大学の実態が見えてこないし、学外から参画している意味がないのではないかと思われる。今、実態として何が問題となっているのか話してほしい。

○旧国立大学の場合、教員は教育公務員特例法によって手厚く保護されていた。能力や実績に関係なく、いったん採用されると辞職しない限り定年まで勤務することができた。平成3年の大学設置基準大綱化後、教員の任期制など様々なことを導入したが実効性がなかった。本来、指摘のとおり国立大学の法人化によって、大学の有り様は変わらなければならないが、旧国立大学時代のままの人的構成、建物、さらに予算は削減されるという現状では変わりようがないのが現実である。しかし、変わりようがないからと言っては先がないことから、教員の評価などいろいろな工夫をしているところだが、すぐに結果が出る状況ではない。大学全体として少しずつ結果を出せるように進めているが、グローバル化の動きの方が早いことも認識している。

予算の節約についても数年後には節約のしようがなくなる。それに対して外部資金としての科学研究費補助金の獲得を従来から各教員に指導しているが、いまだに認識していない教員もいる。そういう教員に対してどのように指導していくかは、今の段階では解決策がないのが現状である。

引き続き、議長から、平成18年度の本学の予算配分方針について諮られ、審議の結果、原案どおり了承された。

また、本件については、役員会に提案することとし、具体的な配分金額については、今年度内に案を作成することが併せて了承された。

議題3 平成16事業年度利益の処分について

議長から、平成16事業年度の剰余金の扱いについて諮りたい旨の発言があった後、中山財務担当理事から、資料3に基づき、次のような説明があった。

○財務諸表については、利益の処分を除き昨年8月29日に文部科学省から認可されたが、利益の処分については、昨年の12月に文部科学大臣からの承認の方針が示された。

○承認の方針の内容としては、当期総利益である約15億6千5百万円のうち、現金の裏付けのある約7億4千6百万円を教育研究等向上目的積立金とし、それ以外については積立金として処理するというものである。

○この方針に基づき、文部科学省へ承認の申請を行っているところであるが、内諾は得ている。

引き続き、議長から、教育研究等向上目的積立金の使用に係る基本の方針として、それぞれ利益の出た部局等に配分し当該部局で使用すること、また、本部経費については全学的な観点から使用したい旨の発言があった。

続いて、次のような意見交換があった。

- 平成16年度に使用しなかったそれぞれの教員の予算については、そのまま配分されることになるのか、減額されて配分されることになるのか。
 - 教育研究等向上目的積立金は、正当な活動をした結果、利益として余ったものであり、活動しないで余ったものは別問題である。また、教員個人に配分するのではなく学部長裁量経費として配分する。
 - 教員によっては、法人化後の予算がどうなるのか分からないということで、意図的に予算を残した教員もいると聞いているし、平成17年度の赤字分を平成16年度の余剰金で相殺されるのかという意見がある。
 - 民間企業の場合、マネジメントする者が配分した予算に対して活動したかどうかチェックし、活動状況が悪ければ予算を召し上げ、活動状況の良いところに配分する。予算が残ったからとか足りないからとかいうのはマネジメントをしていないということである。各部局の場合も学部長等がマネジメントしているわけだから、根本的にこのような議論が出るのはおかしい。
 - このような意見が出てきている原因の一つに、旧国立大学時代の単年度予算から法人化後には予算を繰り越し、大きな研究等に使えるのではないかという考えが教員の中にあつたことから、混同していたことが挙げられる。法人化後のメリットである3年とか5年計画のプロジェクトのように継続研究できる仕組みができあがっていない点は反省しなければならない点である。
 - 法人化されたといっても、運営費交付金や学生納付金は単年度で決算されている。きちんとした財務諸表を作成するためにも、曖昧さが残ってはいけない。各教員に配分される予算は教育研究の基盤経費であり、個人の研究費は科学研究費補助金などの外部資金を獲得することが基本であることから、配分される予算には依存度を低めるようにしてもらいたい。
 - 物品の発注に関して、IDシステム化を早急に実施してほしい。
 - 物品の発注に関するIDシステム化については、財務部としても昨年3回程説明会を開き、全学的に進めていく方向で動いている。
- 引き続き、議長から、平成16事業年度の利益の処分について諮られ、審議の結果、原案どおり了承された。
- また、利益の配分については、決定し次第報告することが併せて了承された。

6. 報告事項

1 社団法人国立大学協会会員代表者・事務担当責任者による連絡会について

議長から、資料4に基づき、12月26日に開催された社団法人国立大学協会会員代表者・事務担当責任者による連絡会で文部科学省から説明のあった事項について報告があった。

2 国立大学法人弘前大学管理運営規則の一部改正について

渡邊総務部長から、資料5に基づき、医学部附属病院長を専任とすることに伴う、国立大学法人弘前大学管理運営規則の一部改正について報告があった。

3 平成18年度予算内示について

議題2で報告済み。

4 平成17事業年度中間決算について

中山財務担当理事から、資料7に基づき、平成17事業年度における中間決算の概略について報告があった後、及川財務部長から平成16事業年度の中間決算との比較について詳細な報告があった。

続いて、各委員から次のような意見が出された。

- 数字の羅列だけを見ると昨年度より少ないのは分かるが、昨年度がどうだったのかよく分からない。また、本学を修了した外国人留学生が、本国に戻り成功を収めている例が多い。本学を修了した外国人留学生を4年位に一度集めて本学のグローバル化を図っていくことも考えてはどうか。
- 中間決算については、前年比ではよく分かるし、外部に公表する場合もこれくらいと思うが、本協議会の委員には計画比でどうなっているのかを説明してほしい。また、未収附属病院収入及び未収学生納付金収入とは何か。
- 未収附属病院収入とは、すでに診療を行い、診療報酬支払基金に請求しているが、現金としてまだ入っていないものことである。これは、診療報酬支払基金からの振り込みが、請求から1ヶ月程度を要することから生じている。また、未収学生納付金収入とは、年度当初に授業料の債権が発生するため、9月末日の時点で授業料免除になっている学生の分と後期分の授業料のことである。
- 未収金は、貸し倒れになることはないのか。
- 学生納付金は、納付しない場合は、除籍処分となり、結果として貸し倒れになる。附属病院収入に関しては、診療報酬支払基金の場合は、未収になることはないが、個人の自己負担分については未収になってしまうこともある。

5 平成17年度内部監査の結果について

新井監査室長から、資料8及び9に基づき、平成17年度に監査室で実施した定期内部監査及び臨時内部監査の結果について報告があった。

引き続き、議長から、監査室からの指摘事項については、担当各理事に3月中旬までに解決策を提出するように指示している旨の発言があった。

7. 次回の会議の開催について

議長から、次回の本協議会の開催は、次のとおりとする旨の発言があった。

次回 平成18年3月22日(水) 13:30～

以 上